

●香川県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年10月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大浜仁尾線（234号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町大浜字西浜乙144番 80地先から 三豊市詫間町大浜字西浜乙144番 77地先まで	14.9~31.2	164	平成24年香川県告示第 282号で変更した区域 の一部
三豊市詫間町大浜字西浜乙144番 82地先から 三豊市詫間町大浜字西浜乙144番 4地先まで	9.2~25.9	110	

- 4 供用開始の期日 平成25年10月8日